

## 英国の小売市場の競争評価が示唆するものは何か？

澤部 まどか

わが国では、電力システム改革による小売全面自由化に伴い、競争評価が行われる。当面は、規制料金を残す経過措置の終了の可否を判断するために行われ、市場シェアや参入状況などの5つの指標が、競争評価のために提案されている。

自由な競争に委ねられた市場において、競争法上の問題が生じていないにもかかわらず、競争評価を行うのは、必ずしも一般的ではない。ただし、特に家庭用の小売市場においては、競争が働きにくいとも考えられているため、小売自由化をした諸外国では、競争評価を行っているのが現状である。

英国では、全面自由化を実施した1999年以降も継続していたプライスカップ規制の廃止を決断する目的で、競争評価を開始している。自由化初期の競争評価では、市場シェアや供給者変更率等が指標として使用された。しかし、こうした指標のみで、競争の実態を十分に把握できるとは限らない。

例えば、市場シェアが大きくても、その企業が競争的な価格でサービスを提供していることもある。また、供給者変更率が低いとしても、需要家が競争的な価格でサービスを受けており、積極的に変更する理由がないだけかもしれない。

このため、競争評価では、供給者変更が行われていない理由など、需要家の意識・態度を確認する定性的な調査も取り入れてきた。英国では、これらの指標を多面的に分析し、競争が進展していると判断し、2002年に料金規制を廃止した。

2000年代後半になると、卸電力価格の高騰に伴う電気料金の上昇が顕著になり、大手の電力会社が、供給コストを大幅に上回る利潤を獲得しているとの疑念が高まった。これまでの指標では、電気料金の上昇要因を十分にとらえられず、2009年からは、大手の電力会社に対してのみ、産業用（業務用を含む）と家庭用の小売マージンの公表を義務付けている。ただし、自由化後にこうした指標を、一部の事業者に対してのみ制度的に公表させることは、事業者の自由な経営を最大限に引き出そうとする自由化の本来の趣旨と逆行すると言えよう。

また、この時期には、新規事業者の参入を促すため、卸電力の調達の上昇も重視されてきた。さらに、料金の上昇による影響を受けやすい社会的弱者や小規模な企業の保護が政策課題となり、契約の種類の見直しによる料金低下の余地や、供給者変更の実績が指標として使用されるようになってきた。

2008年に気候変動法が成立して以降は、低炭素電源の増設による巨額の設備投資が必要とされ、今後も料金が上昇する中での競争評価が課題となっている。これを受けて、2014年からは、需要家が対価に見合うサービスを受けているという納得感を高めるためのコミュニケーションへの取組み状況や、需要家が将来的にはメリットを受けられるような新しいビジネスモデルが用意されているかを評価項目に加えることになっている。

## ゼミナール (58)

こうした定性的な評価は、政策担当者の恣意や価値判断が入り、評価の客観性がゆらぐ側面もある。ただし、事業者の様々な取組みを、多面的に評価しようとする試みは、わが国の競争評価を考える上で、一つの参考となろう。

長年、競争評価を継続してきた英国でも、適切な指標の選定で、試行錯誤を繰り返してきた。このことは、競争の実態をとらえて評価することの難しさを物語っている。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 主任研究員  
澤部 まどか / さわべ まどか

2009年4月電力中央研究所入所。

現在、主任研究員。

専門は規制の経済学，産業組織論。

表 英国の小売電力市場における競争評価の指標

年代と背景	主な政策の方向性	主な評価の項目
1999年～2000年代前半 全面自由化の開始	競争促進による 需要家便益の増加	市場シェア，事業者数，価格水準， 需要家の認識，供給者変更等
2000年代後半以降 卸電力価格の上昇 気候変動への対応	供給者行動の透明性， 需要家間の公平性 低炭素化社会に向けた 電源の増設	卸電力の調達の上やすさ，小売マージン， 社会的弱者の料金低下の余地 需要家とのコミュニケーション， 新しいビジネスモデル